

保険医休業保障共済制度 加入者、及び会員の皆様へ

休保制度を守るこの間の 活動報告とご協力のお願い

保団連自主共済規制問題対策本部部長 住江憲勇

「要請書」のご協力 にお礼

全国保険医団体連合会は二月の本紙で、昨年五月の保険業法改定により、各団体が会員のために自主的に行う共済を保険業法で規制する動きをお知らせし、「保険業法から自主的な共済を適用除外とする要請書」へのご協力を呼びかけました。

これにこたえて短期間にもかかわらず、一万六千を超える皆様から「要請書」が寄せられ、昨年末の金融庁パブリックコメントにも意見をいただきましたことに厚くお礼申し上げます。

保団連では、寄せられた「要請書」をもとに金融庁長官をはじめ、各政党・国会議員等に要請を繰り返し、「団体の構成員を相手方とする共済は従来通り団体自治に委ねることであり、規制の対象外とする」よう主張してきました。

「善意の方々の立場を 考える」と大 臣が答弁

金融庁は、無認可で保険を販売する、いわゆる「ニセ共済」を取り締まるとした当初の法改定の目的を棚

に上げ、もっぱら共済を保険と同一視し「契約の相手方が特定か不特定か、営利か非営利かにかかわらず保険契約を行う団体は、契約者保護のため規制する」と主張し、これまで非営利で加入者本位を貫いてきた休保制度などの共済を、保険会社へ移行するよう主張してきました。

これに対し、保団連だけでなく知的障害者の互助会や登山者の団体など、多くの共済実施団体からも「消費者保護といながら共済制度の運営を困難にし共済加入者の生活権を侵害するもの」として、保険業法からの適用除外を求める意見書や要請書が、金融庁や国会に提出され、マスコミでも報道されました。

その結果、衆議院予算委員会の質疑で与謝野金融担当大臣は、「ポランティアでやっている方々にまで法の網をかぶせるのは心苦しく、善意の方々の立場を考えなければならぬ」と答弁し、財務金融委員会でも自主共済が今後とも健全に運営できるよう求める質問に対し、「非営利で努力されている共済が今後とも運営できるような配慮していきたい」旨答弁しました。

二年間は現行内容 で給付を保障

しかし、政府・金融庁は与謝野金融担当大臣も参加する閣議で、これらの国会審議を反映させず、パブリックコメント結果を公表する前に、自主共済を適用除外としない内容の政省令を決定し、三月十日公布しました。これに対し、保団連は理事会抗議声明（別記掲載）を発表し、関係先に要請しました。

現在のままでは、残念ながら保団連が実施する休保制度も保険業法による規制の対象となりますが、二年の経過期間中は、現行の内容で給付を保障することができず。なお、保険医年金やグループ保険など、保険会社との契約制度は、今後とも従来通り運営を継続できます。

適用除外を求めて 引き続き運動

三十五年の運営実績と五万人の加入者を持ち、非営利のため保険商品より優れた給付内容を維持している休保制度が、今後とも健全に運営できるよう、保団連は引き続き適用除外を求めて運動していきます。

「共済の今日と未来を考える懇話会」に参加するすべての団体も、共済制度という国民の財産を守る運動の発展を期し、引き続き努力しています。

加入者の集団の力 で制度の発展を

保団連は、保険業法による移行措置を余儀なくされた場合でも、可能な限り現行の制度内容を確保できる

よう全力をあげて努力していきます。加入者相互の助け合い制度として共済を健全に運営するためには、加入者の集団の力で制度を守り発展させることが何よりも大切です。

個人がそれぞれ保険商品を利用することもできますが、同じ目的で活動する会員の集団の力を生かすことで、保険商品を活用する場合でも、制度内容をよりよ

くする条件が広がります。休保制度加入者、会員の皆様には、これまでの活動と共済に対する保団連の考え方をご理解いただき、休保制度の保障内容が今後二年の経過期間にとどまらず、その後も現行内容で健全な運営が継続できるよう、今後ともご協力をよろしくお願い申し上げます。

「政省令」閣議決定に抗議

保団連第二回理事会

保団連理事会は三月十二日、第二回理事会を開催し、改正保険業法に係る政省令を閣議決定したこと抗議する声明を採択した（以下全文掲載した）。

政府は、改正保険業法に係る政省令を閣議決定し、三月十日公布した。「保険業法等の一部を改正する法律」の趣旨は、共済の名前を借りた無認可保険業者（いわゆる「ニセ共済」）から消費者を保護することであつたが、自主的に健全に運営している共済の存続を

求める広範で切実な国民の要求に反して、今回公布の政省令で健全な共済まで保険業とみなして規制することと、断じて容認できない。各団体が自主的に運営する共済制度の多くは、保険商品では賄うことができないことから、会員相互の助け合いとして自ら作り運営し

てきたもので、加入者の生活を保険し、地域の医療や経済を支える上でも重要な役割を担っている。こうした共済を保険業法によって規制することは、共済加入者の生活権を侵害するものである。

衆議院の予算委員会と財務金融委員会では、複数の議員が保険業法で自主共済を規制しないよう質し、これに対して与謝野金融担当大臣は「よく実態を把握しながら、きちんと相談にのり、共済を行っている団体

が今後とも運営できるように、できる限りのことをしたい」旨答弁した。金融庁は、この答弁を重く受け止めて、大臣答弁を生かした対応を要求する。

自主共済を、改正保険業法で危機にさらす政府・金融

庁の暴挙に抗議し、各団体の共済を存続させるため、

政府・金融庁は直ちに善処するよう要求する